

商工中金からのお知らせ 新商工中金法と経営の基本的な考え方について

平成20年10月以降の商工中金の位置付けや業務範囲を定める「株式会社商工組合中央金庫法」が成立し、平成20年10月1日に施行されることになりました。

この法律により、商工中金は平成20年10月、現在の協同組織金融機関から特殊会社(特別の法律に基づく株式会社)に移行します。そして、その後おおむね5年から7年を目途として政府保有株式の全部が処分され、中小企業金融機能を維持するために必要な措置が講じられたうえで完全民営化されます。

完全民営化にあたっては、中小企業組合と中小企業の皆さまの成長に貢献するという、70年にわたって追求してきた指名を引き継ぎ、より高い次元で実現することを目指します。構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置が講じられます。

引き続き皆様から信頼され、支持され、今まで以上にお役に立てるよう、役職員一人ひとりが努力を続けてまいります。今後とも格別のご指導とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

株式会社商工組合中央金庫法（概要）

1. 新商工中金の目的

株式会社商工組合中央金庫は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。

2. 法律の概要

平成20年10月

○新会社(株式会社商工組合中央金庫)の定款で定める事項や株式の割当て方法を記載する「転換計画」を作成し、予め民間出資者等に通知のうえ、円滑な組織転換を行う。

○新会社の自己資本の充実等、財務内容の健全性の確保に資するものとして、政府出資のかんりの部分を特別準備金とする。

移行期

(1) 株式（株主）

○株主構成を政府、中小企業団体、およびその構成員に限定する。
○政府保有株式に対する剰余金配当の特例を設ける。

(2) 業務

○中小企業金融機能の根幹を維持できるよう、貸付対象を中小企業団体及びその構成員に限定する。
○預金資格に関する制限を撤廃する。
○金融債(商工債)の発行を引き続き可能とする。

○中小企業等協同組合等が新商工中金の代理業務を担うことを可能とする。

○子会社の保有を可能とする。

○危機対応に係る指定金融機関とみなす。(株式会社日本政策金融公庫法により別途措置)

(3) 監督

○主務大臣の監督は真に必要なものに限定し、民間金融機関とのイコールフィッティングや財政措置に係る公益性確保の観点に留意し、政府関与を縮小する。



完全民営化時点

○市場の動向を踏まえつつ、法施行後おおむね5～7年を目途として、政府保有株式の全部を処分する。

○政府が保有する株式を全部処分した後、移行期に係る特別の法律は廃止。

○そのうえで、中小企業金融機能を維持するため、株主資格の制限その他必要な措置を講じる。

ご参考

新商工中金の株式の概要

1. 株主資格

・新商工中金の株主は、政府、中小企業等協同組合等の中小企業団体、株主である中小企業団体の直接又は間接の構成員となります。

2. 議決権保有限限

・総株主の議決権の5%以上の保有者となる場合は、予め主務大臣の認可が必要となります。(現商工中金では、1所属団体の出資口数は民間出資の1%以下に制限されています。)